

新旧対照表

株式等振替決済口座管理約款	
新	旧
第1条～第2条（現行どおり） （振替決済口座の開設） 第3条 振替決済口座の開設は、<u>インターネット又は</u>は当社所定の「証券総合サービス申込書」によりお申し込み頂きます。 その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせて頂きます。 2 当社は、お客様から<u>インターネット又は</u>「証券総合サービス申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。 3 （現行どおり） 第3条の2～第4条（現行どおり） （加入者情報の取扱いに関する同意） 第5条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（<u>氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、</u>その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意頂いたものとして取扱います。 第6条 （現行どおり） （共通番号情報の取扱いに関する同意） 第7条 当社は、お客様の共通番号情報（<u>氏名又は名称、住所又は所在地、共通番号</u>）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替	第1条～第2条 （省略） （振替決済口座の開設） 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、<u>予め、お客様から</u>当社所定の「証券総合サービス申込書」によりお申し込み頂きます。 その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせて頂きます。 2 当社は、お客様から「証券総合サービス申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。 3 （省略） 第3条の2～第4条（省略） （加入者情報の取扱いに関する同意） 第5条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（<u>住所、氏名、生年月日、又は法人の場合における名称及び代表者の役職氏名、</u>その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意頂いたものとして取扱います。 第6条 （省略） （共通番号情報の取扱いに関する同意） 第7条 当社は、お客様の共通番号情報（<u>住所、共通番号、氏名又は名称</u>）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替株式等の

株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意頂いたものとして取扱います。 第8条～第10条（現行どおり） （振替の申請） 第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 （1）差押を受けたもの、その他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの （2）法令の規定により禁止された譲渡又は質入に係るもの、その他機構が定めるもの （3）機構の定める振替制限日を振替日とするもの 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえご提出下さい。 （1）～（8）（現行どおり） 3～5 （現行どおり） 第12条～第23条（現行どおり） （会社の組織再編等に係る手続） 第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、<u>株式交付</u>、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。 2 （現行どおり） 第24条の2～第26条（現行どおり）	発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意頂いたものとして取扱います。 第8条～第10条 （省略） （振替の申請） 第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 （1）差押を受けたもの、その他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの （2）法令の規定により禁止された譲渡又は質入に係るもの、その他機構が定めるもの （3）機構の定める振替制限日を振替日とするもの 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、<u>届出印により署名押印して</u>ご提出下さい。 （1）～（8）（省略） 3～5 （省略） 第12条～第23条 （省略） （会社の組織再編等に係る手続） 第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。 2 （省略） 第24条の2～第26条（省略）
--	--

(お客様への連絡事項) 第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様に通知します。 (1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。） (2) 残高照合のための報告 (3) お客様に対して機構から通知された事項 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に移動があった場合に、四半期に1回以上通知します。 また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のリスクマネジメント部へ直接ご連絡下さい。 3～4 (現行どおり) 第28条 (現行どおり) (振替新株予約権付社債等の取扱廃止に伴う取扱い) 第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託して頂くこととなります。 また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱	(お客様への連絡事項) 第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様に通知します。 (1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。） (2) 残高照合のための報告 (3) お客様に対して機構から通知された事項 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に移動があった場合に、四半期に1回以上通知します。 <u>但し、お取引がない場合は、お渡しする頻度を1年に1回以上とする場合があります。</u> また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のリスクマネジメント部へ直接ご連絡下さい。 3～4 (省略) 第28条 (省略) (振替新株予約権付社債等の取扱廃止に伴う取扱い) 第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託して頂くこととなります。 また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱
---	---

廃止日におけるお客様の住所又は所在地及び氏名又は名称その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意頂いたものとして取扱います。 第30条～第34条（現行どおり） （解約等） 第35条 <u>解約事由</u>のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、契約は解約されます。 この場合、当社からの解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振り替える等、直ちに当社所定の手続きをお取りいただきます。 また、第4条による当社からの申出により契約が更新されない場合も同様とします。 尚、解約事由に関しては、証券総合サービス口座約款記載のとおりとします。 2 <u>次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座にお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定して頂いたうえで、契約を解約していただきます。</u> （1）～（3）（現行どおり） 3 前項による振替株式等の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの料金相当額をお支払い下さい。 この場合、売却代金等のお預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払い下さい。 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に自動引落しすることができるものとします。 この場合、売却代金等のお預り金がある場合は、そのお預り金から充当することができるものとします。	廃止日におけるお客様の住所及び氏名又は名称その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意頂いたものとして取扱います。 第30条～第34条（省略） （解約等） 第35条 <u>次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、契約は解約されます。</u> この場合、当社からの解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振り替える等、直ちに当社所定の手続きをお取りいただきます。 また、第4条による当社からの申出により契約が更新されない場合も同様とします。 尚、解約事由に関しては、証券総合サービス口座約款記載のとおりとします。 （1）～（3）（省略） 2 前項による振替株式等の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの料金相当額をお支払い下さい。 この場合、売却代金等のお預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払い下さい。 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に自動引落しすることができるものとします。 この場合、売却代金等のお預り金がある場合は、そのお預り金から充当することができるものとします。
---	--

第 36 条～第 37 条（現行どおり）	第 36 条～第 37 条（省略）
（振替法の施行に向けた手続等に関する同意） 第38条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものとして、次の<u>第1号から第5号</u>までに掲げる事項につき、ご同意頂いたものとして取り扱います。 <u>（1）</u> 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。 <u>（2）</u> 当社は、お客様が有する特定新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、<u>①</u>及び<u>②</u>に掲げる諸手続等を当社が代わって行うこと並びに<u>③</u>から<u>⑥</u>に掲げる事項につき、ご同意頂いたものとして取り扱うこと。 <u>①</u> 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請 <u>②</u> その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等 <u>③</u> 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。 <u>④</u> 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の 5 営業日前の日から元利	（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意） 第38条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものとして、次の<u>第2項から第6項</u>までに掲げる事項につき、ご同意頂いたものとして取り扱います。 <u>2</u> 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。 <u>3</u> 当社は、お客様が有する特定新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、<u>（1）</u> 及び <u>（2）</u> に掲げる諸手続等を当社が代わって行うこと並びに <u>（3）</u> から <u>（6）</u> に掲げる事項につき、ご同意頂いたものとして取り扱うこと。 <u>（1）</u> 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請 <u>（2）</u> その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等 <u>（3）</u> 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。 <u>（4）</u> 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の 5 営業日前の日から元利払期

払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、<u>①</u>に掲げる申請を受け付けないこと。 <u>⑤</u> 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。 <u>⑥</u> 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。 <u>(3)</u> 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。 <u>(4)</u> 当社は、施行日後 1 年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。 <u>(5)</u> 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。 第 38 条の 2～第 41 条（現行どおり） 附則 2008 年 10 月 31 日 制定 2009 年 1 月 5 日 施行(2008 年 10 月 31 日 改	日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、<u>(1)</u>に掲げる申請を受け付けないこと。 <u>(5)</u> 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。 <u>(6)</u> 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。 <u>4</u> 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。 <u>5</u> 当社は、施行日後 1 年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。 <u>6</u> 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。 第 38 条の 2～第 41 条（省略） 附則 2008 年 10 月 31 日 制定 2009 年 1 月 5 日 施行(2008 年 10 月 31 日 改
--	---

定)	定)
2009 年 11 月 20 日 施行	2009 年 11 月 20 日 施行
2010 年 7 月 1 日 施行	2010 年 7 月 1 日 施行
2012 年 1 月 1 日 施行	2012 年 1 月 1 日 施行
2012 年 4 月 1 日 施行	2012 年 4 月 1 日 施行
2012 年 9 月 1 日 施行	2012 年 9 月 1 日 施行
2013 年 9 月 6 日 施行	2013 年 9 月 6 日 施行
2014 年 12 月 1 日 施行	2014 年 12 月 1 日 施行
2015 年 12 月 14 日 施行	2015 年 12 月 14 日 施行
2017 年 1 月 1 日 施行	2017 年 1 月 1 日 施行
2017 年 5 月 30 日 施行	2017 年 5 月 30 日 施行
2019 年 3 月 1 日 施行	2019 年 3 月 1 日 施行
<u>2021 年 6 月 21 日 施行</u>	